

6 愛給第 1 9 6 号

令和 6 年 1 2 月 3 日

指定給水装置工事事業者 各位

愛知中部水道企業団

給水課長 後 藤 章 仁

屋内改造に係る工事検査手数料の徴収について（通知）

日ごろは、水道事業にご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

見出しのことについて、愛知中部水道企業団給水条例に基づき、改造申込（屋内改造申込）において下記のとおり工事検査手数料を徴収することとしますのでご留意ください。

記

1 徴収の根拠及び金額

愛知中部水道企業団給水条例第 30 条第 5 号により、1 回の検査につき 1,000 円

2 給水装置工事の完了検査の根拠及び検査内容

水道法第 17 条第 1 項及び愛知中部水道企業団給水条例第 6 条第 2 項により、図書検査、写真検査及び現地検査を実施する（現状と変更なし）。

3 適用年月日

令和 7 年 4 月 1 日

給水窓口委託業者（愛知中部水道企業団指定工事店協同組合）受付分から適用する。

4 その他

工事検査手数料の入金確認が取れない場合、完了検査を受けることができないためご留意下さい。

問い合わせ先

給水課

電話 0561-38-0035